

宇多津町耐震改修促進計画

平成20年3月

宇多津町

目 次

はじめに	2
第1章 計画の策定にあたって	3
【1】計画の策定目的	3
【2】いままでの経緯	3
【3】耐震化の必要性	4～5
【4】計画の位置づけ	6
【5】根拠法及び上位・関連計画、関連事業・制度等	7～8
第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	9
概要	9
【1】想定される地震の規模、想定される被害の状況	10～16
【2】耐震化の現状と耐震改修等の目標の設定	17～20
【3】公共建築物の耐震化の目標	20～21
第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項	22
概要	22
【1】耐震診断・耐震改修に係る基本的な取組み方針	23～25
【2】耐震診断・耐震改修の促進を図るための支援策の概要	25
【3】安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備	25
【4】地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要	25～26
【5】地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項	27
【6】地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減	28
【7】優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定	28
【8】重点的に耐震化すべき区域の設定	28
第4章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項	29
概要	29
【1】地震ハザードマップの作成・公表	30～31
【2】相談体制の整備及び情報の充実	31
【3】パンフレットの作成・耐震、セミナー・講習会の開催	32
【4】リホームにあわせた耐震改修の誘導	32
【5】家具の転倒防止	32
【6】自主防災組織、自治会等との連携	32
第5章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に必要な事項	32
【1】関係団体による協議会の設置、協議会による事業の概要及び連携	32
【2】その他	32

はじめに

日本は世界でも有数の地震国であり、今日までに発生した多くの地震により、国民の生活は多大な被害を受けています。中でも、平成7年1月17日午前5時46分に発生した「阪神・淡路大震災」¹は、地震による建築物の倒壊、火災により多くの尊い人命を奪い、都市に甚大な被害をもたらしました。この地震は、発生時刻が早朝であり、多くの人が就寝中であったことから、耐震性の低い建築物の倒壊によって亡くなられた方が全体の約9割²を占めるといわれています。建設省の建築震災調査委員会中間報告（平成7年7月28日）³によりますと「建築物の被害の傾向をみると現行の耐震基準（昭和56年6月施行）以前に建築された建築物に被害が多く見られ、一方、それ以降に建築された比較的新しい建築物の被害の程度は軽く、現行の耐震基準は概ね妥当であると考えられています。」と報告されています。

こうした被害状況を踏まえ、積極的に耐震診断を行い、専門家のアドバイスを受けながら、必要に応じて耐震改修を行って、地震に強い建築物にすることが大切な人命や財産を守ることになり、ひいては町の安全につながります。

このため、平成7年12月25日に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が施行されています。この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより、建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって、公共の福祉の確保に資することを目的としています。

近年、平成17年3月発生 of 福岡県西方沖地震や平成19年7月発生 of 新潟県中越沖地震などの大地震が発生しており、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあり、また、東南海・南海地震について発生 of 切迫性が指摘され、地震が発生すると甚大な被害が発生するものと想定されています。

このような中、国の中央防災会議において、建築物の耐震改修は全国的に取り組むべき「社会全体の緊急課題」と位置づけられ、建築物の耐震改修等を推進するために、「建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律」（平成17年11月7日法律第120号。以下「改正法」という。）が平成18年1月26日に施行されています。この改正により旧法の特定建築物規模要件の引き下げや、道路を閉塞させる住宅・建築物が指導等の対象に追加されました。また、改正法に併せて策定された国の基本方針においては、具体的な耐震化の目標が定められ、地震による被害の低減を目指すものとなっています。

本町においても、今後30年以内に50%の確率で発生すると予測されている南海地震に備え、香川県、関係団体等と連携して建築物の計画的な耐震改修を促し、もって、大地震による建築物の倒壊等の被害から、町民の生命・財産を守ることが目的として「宇多津町耐震改修促進計画」を策定するものです。

1 阪神・淡路大震災の概要

平成7年1月17日午前5時46分、マグニチュード7.2、震源の深さ14kmと推定された地震が突如起きた内陸直下型（活断層）で神戸と洲本で烈震の震度6を記録一宮町を含む淡路島をはじめ、神戸、芦屋、西宮、宝塚（づか）の一部区域では我が国で初めて震度7の「激震」と判定されています。震源地は淡路島の北部北緯34度36分東経135度03分で余震は1,800回を越し、有感地震は200回を越しております。地震の特徴は活断層による大きなエネルギーが一挙に爆発したタイプで振幅は最大で18cmと史上最大の揺れを観測されています。（阪神・淡路大震災関連情報データベース <http://sinsai.fdma.go.jp/search/>より引用）

2 p5の8参照（4,832/5,502=88% 約9割）

3 建設省（現国土交通省）の建築震災調査委員会中間報告書（平成7年7月28日）より引用

第1章 計画の策定にあたって

【1】 計画の策定目的

宇多津町耐震改修促進計画は、改正法第5条第7項に基づき、宇多津町内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るために策定するものです。

具体的には、南海地震は今後30年以内に50%の確率⁴で発生する可能性が指摘されており、大きな被害を受けることが想定されています。このようなことから、住宅・建築物の倒壊等から人的被害や経済的被害を軽減するため、現行の耐震基準(昭和56年6月施行)以前のいわゆる旧耐震基準で建築された既存建築物の耐震化を計画的に促進するものです。

4：「全国を概観した地震動予測地図」2007年版(公表日 平成19年4月18日 地震調査研究推進本部 地震調査委員会関係報告書)付録2 今までに公表した活断層及び海溝型地震の長期評価一覧表 2 海溝型地震の長期評価の概要 南海トラフの地震 p44から転載

【2】 いままでの経緯

平成7年(1995年)1月17日の早朝に発生した「阪神・淡路大震災」では、地震により多数の人命が奪われ、その主たる原因は住宅・建築物の倒壊等によるものでした。その教訓を踏まえて、改正法が制定されております。

その後、平成17年(2005年)3月20日発生「福岡県西方沖地震」や平成19年(2007年)7月16日発生「新潟県中越沖地震」など大地震が頻発しており、大地震はいつでも発生してもおかしくない状況にあり、また、東南海・南海地震について発生切迫性が指摘され、地震が発生すると甚大な被害が発生するものと想定されています。

このような中、国の中央防災会議において、建築物の耐震改修は全国的に取り組むべき「社会全体の緊急課題」と位置づけられ、建築物の耐震改修等を推進するために、改正法は平成18年1月26日に施行され、効果的かつ効率的な建築物の耐震改修等を実施することが求められるようになりました。

【 3 】 耐震化の必要性

地震から生命や財産を守るためには住宅・建築物の耐震化が重要です。

災害の軽減には、自らの身の安全は自ら守る「自助」、自らの地域はみんなで助け合
って守る「共助」及び行政が支える「公助」の理念に基づき、それぞれの連携及び協働に
より防災対策を実践することが重要です。

(1) 日本全土で地震が多発しています。

「関東大震災」(大正12年(1923年)9月1日発生、マグニチュード7.9)から
84年、最近では、南海地震(昭和21年(1946年)12月21日発生マグニチュー
ド8.0)から61年が経過した現在、東南海・南海地震などの大地震発生の切迫性が指
摘されています。

一方、「大地震発生の可能性が低いといわれていた「福岡県西方沖地震」(平成17
年(2005年)3月20日発生、震度6弱)、「能登半島地震」(平成19年(2007
年)3月25日発生、震度6強)及び「新潟県中越沖地震」(平成19年(2007年)
7月16日発生、震度6強)が発生するなど、日本はいつどこで大地震が発生してもおか
しくない状況にあるといえます。

宇多津町は、今後30年以内に「震度6弱以上」の揺れに見舞われる確率が、1月1日
を基準日として平成18年(2006年)の19.8%から平成19年(2007年)に
は20.6%⁵に上昇しています。

5：震度6弱以上の地震発生確率は、「全国を概観した地震動予測地図報告書」

2007年版 平成19年(2007年)地震調査研究推進本部 地震調査委員会 3.2007年版と2006年版
との違いについて p29 表3.1 高松 から一部転載 (なお、「発生確率は、県庁所在地がある市役所舎付近にお
いて、今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率とされています。」が本計画書では宇多津町と表示してい
ます。)

(2) 大地震による死因の約9割は住宅の下敷きです。

国の基本方針⁶によると「平成7年1月の阪神・淡路大震災では、6,434人⁷の尊い命が奪われた。このうち地震による直接的な死者数は5,502人⁸であり、さらにこの約9割の4,831人⁸が住宅・建築物の倒壊によるものであった。」となっています。一方、9万棟⁸を超える家が全壊し、この倒壊した建築物等から、火災が発生したり、がれきによる避難や救援・消火の妨げになり、被災の拡大をまねきました。

6：平成18年1月26日施行 改正 建築物の耐震改修の促進に関する法律・同施行令等の解説（平成18年2月発行）(株)ぎょうせい 第6章 参考資料 p196 6.2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年1月25日 国土交通省告示第184号）より引用

7：消防庁 「阪神・淡路大震災 人的被害」から抜粋 最終確定死者数6,434人（兵庫県発表 平成17年（2005年）12月23日神戸新聞）

8：「平成7年4月24日現在警察庁調べ 警察白書」 第1章 第3節 阪神淡路大震災と警察活動から一部転載（表1-10）、家屋全壊93,852棟、家屋半壊106,882棟 表1-11 死者5,502人（内訳 家屋、家具類等による圧迫死4,831人（4,832人/5,502人=88% 約9割）、焼死体等550人、その他121人）

(3) 大地震から生命・財産を守るには耐震化と緊急輸送路の確保が効果的です。

大地震の発生を阻止したり予想することは非常に難しいことです。しかし、大地震の発生による被害を軽減することは可能です。死傷者の発生、延焼火災の発生、消火・救援・避難活動及び救援活動の遅れ（道路が通行できない）などに対して、住宅・建築物を壊れないようにすること《耐震化》と緊急輸送路の確保は多くの生命や財産を守るために有効かつ効果的な対策であるといえます。

1) 耐震化の必要性

阪神・淡路大震災を教訓として、様々な対策が講じられてきておりますが、地震災害発生時に「自身の安全を守る」ことが重要です。また、公共性の高い建築物にはその所有者、従事者の安全はもちろんのこと、利用者の安全を守る義務も発生します。

このようなことから、「地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資する目的」で平成18年に耐震改修促進法が改正され、住宅及び特定建築物の耐震化率について、それぞれ、現状の75%を平成27年までに少なくとも9割にすることを目標となっています。

2) 2次災害発生の未然防止

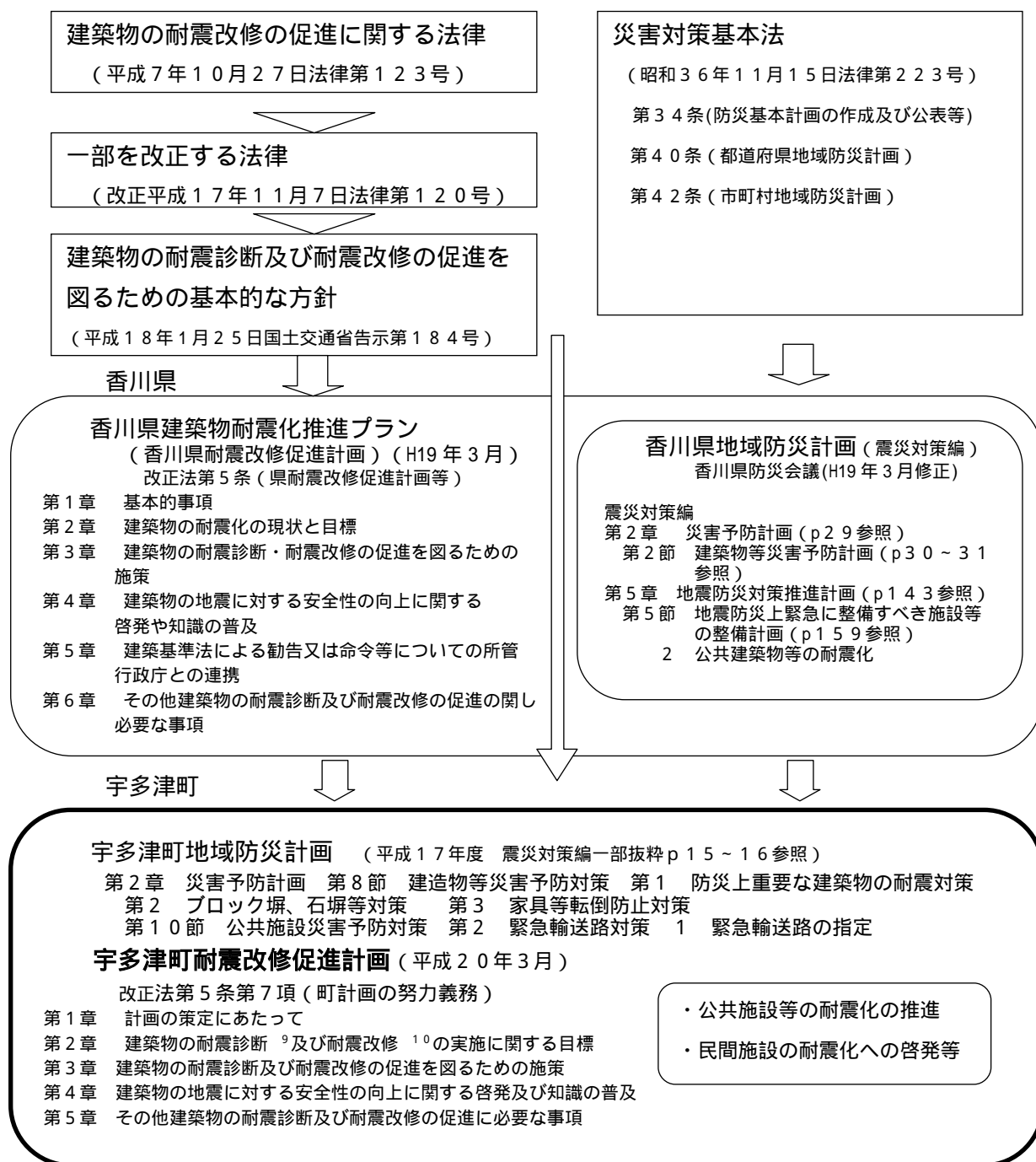
地震発生時には、「2次災害の発生を未然に防止する」ことが非常に重要となります。特に密集市街地においては、建築物の倒壊による火災が発生し、更に風速によっては延焼が広がり被害が拡大し、消防機関による消火活動が困難となることが想定され、死者数が増加する可能性があります。また、同様に建築物の倒壊は、緊急輸送路を閉塞し、初期救助や救援物資の輸送に悪影響をもたらします。こうしたことから建築物の倒壊を未然に防止し、緊急輸送路を確保することは、2次災害を最小限に抑える上で重要な対策となります。

【4】 計画の位置づけ

上位の地震防災対策を踏まえ住宅・建築物の耐震化を促進する計画を定めます。

本計画は、香川県建築物耐震化推進プラン（香川県耐震改修促進計画）平成19年3月及び「宇多津町地域防災計画」（震災対策編）との整合を図るとともに、改正法に基づき、本町における住宅・建築物等の耐震診断及び耐震改修を促進する計画として策定するものです。

本計画の位置づけ



9：(耐震診断)既存の建築物の地震に対する安全性を評価すること。

10：(耐震改修)地震に対する安全性の向上を目的として、建物の増築・改築・修繕、若しくは模様替え、又は建物敷地の整備をすること。

【5】 根拠法及び上位・関連計画、関連事業・制度等

【根拠法】

- 1 災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）
- 2 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年10月27日法律第123号）
- 3 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年1月25日国土交通省告示第184号）

【地震発生予測】

- 1 全国を概観した地震動予測地図報告書 2007年版（平成19年（2007年）政府の地震調査研究推進本部地震調査委員会）： 文部科学省
（1）付録2 今までに公表した活断層及び海溝型地震の長期評価一覧表
（算定基準日 平成19年（2007年）1月1日）
 - 2 海溝型地震の長期評価の概要（算定基準日 平成19年（2007年）1月1日）
海溝型地震の今後10、30、50年以内の地震発生確率

【上位・関連計画】

[宇多津町]

- 1 宇多津町地域防災計画（一般対策編）（平成17年度）
- 2 宇多津町地域防災計画（震災対策編）（平成17年度）

[香川県]

- 1 香川県南海地震被害想定調査の概要（平成17年3月）
南海地震及び津波による被害予測を総合評価したもの
- 2 香川県地域防災計画（震災対策編）（平成19年3月修正）
- 3 香川県建築物耐震化推進プラン（香川県耐震改修促進計画）（平成19年3月）

【耐震改修促進に関する各種事業、制度等】

[国の補助] ¹¹

特に建築物の用途を限定していないもの

- イ 住宅・建築物耐震改修等事業（国土交通省所管）
- ロ まちづくり交付金制度（国土交通省所管）
住宅に係る助成制度
- イ 地域住宅交付金制度の事業（国土交通省所管）
学校に係る助成制度
- イ 安全・安心な学校づくり交付金（文部科学省所管）
病院に係る助成制度
- イ 医療施設耐震工事等施設整備事業（厚生労働省所管）
- ロ 医療施設耐震整備事業（厚生労働省所管）

その他

イ 公共施設等耐震化事業（消防庁所管）

2) 税制度

住宅に係る税制度

イ 所得税：一定の要件に合致する耐震改修事業について、その費用の一定割合相当額を税額から控除

事業用建築物

イ 所得税及び法人税：事業者が行う特定建築物の耐震改修工事で耐震改修促進法による認定を受けたものについて、その一定割合を特別償却可能

11：香川県建築物耐震化推進プラン（香川県耐震改修促進計画）平成19年3月 p9～p10

3 支援策の概要から転載

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

地震による被害を減らすため、平成27年度までの耐震化の目標と取組みを定めます。

概要

【1】 想定される地震の規模、想定される被害の状況

(1) 基本的な考え方

揺れは南海地震、津波は東南海地震と南海地震の震源地が同時破壊を対象としています。

(2) 南海地震

- 1) 南海地震の今後30年までの発生確率：50%程度（平成19年1月1日時点）
- 2) 想定される地震の規模：マグニチュード8.4クラス 震度5弱 ~ 震度6強¹²
- 3) 想定される被害の状況：死者数 4人 建物の全壊数 15棟

【2】 耐震化の現状と耐震改修等の目標の設定

(1) 住宅

平成15年度時点で、居住世帯のある住宅5,120戸のうち、耐震性がある住宅は3,330戸で耐震化率は65%となっています。

今後、平成27年度末までに南海地震発生時の揺れによる倒壊等の恐れのある住宅の耐震性向上を目指すため、平成27年度末までに耐震化率90%を目指します。

(2) 特定建築物

平成20年1月現在で、改正法で定められている特定建築物（一定規模要件を満たす建物）は105棟あり、そのうち耐震性がある建物は77棟で、耐震化率は約73.3%となっています。

このうち、災害時に重要な機能を果たす建築物については、平成27年度末までに耐震化90%を目指します。

【3】 公共建築物の耐震化の目標

平成20年1月現在で、防災拠点となる町有建築物は14施設26棟で、そのうち耐震性がある建築物は12棟あり、耐震化率は46.2%となっています。

「宇多津町地域防災計画（震災対策編）」に基づき、防災拠点となる町有建築物については、平成27年度末までに耐震化90%を目指します。

耐震化の現状（平成20年1月末現在）

建物用途	戸数又は棟数	建築年		耐震改修	耐震化済	耐震化率(%)
		1981年以前	1982年以降			
住宅	5,120戸	1,710戸	3,320戸	10	3,330戸	65.0%
特定建築物	105棟	29棟	76棟	1	77	73.3%
町有建築物(防災拠点等)	26棟	15棟	11棟	1	12	46.2%

12：（震度6強の地震）立っていることができず、はわないと動くことができない。固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。戸が外れて飛ぶことがある。多くの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。耐震性の低い住宅では、倒壊するものが多い。耐震性の高い住宅でも、壁、柱がかなり破壊するものがある。

【1】 想定される地震の規模、想定される被害の状況

(1) 基本的な考え方

基本的な考え方は、阪神・淡路大震災を教訓として、香川県が実施した「香川県南海地震被害想定調査の概要」（平成17年3月）」に基づくもので、揺れは、南海地震（プレートの沈み込みによる海溝型地震、マグニチュード8.1）、津波は、東南海地震と南海地震の震源域が同時破壊（マグニチュード8.5）を対象としています。なお、発災時刻は、火気使用率が高く、地震火災等が多く発生し、全体の被害量が大きくなる「冬季の夕刻」と想定されています。

(2) 南海地震

1) 特徴 1

東南海・南海地震¹³は、単独発生の場合、東南海地震がマグニチュード8.1前後、南海地震がマグニチュード8.4前後、同時発生の場合、8.5前後と我が国で発生する最大級の地震（マグニチュード8以上：巨大地震）であり、その大きな特徴¹⁴として、「宇多津町は震度6弱¹⁵以上になる可能性が高い地域になっており、これは南海トラフの地震の震源域に近いため、その影響度が非常に高く支配的である」と報告されています。

2) 特徴 2¹⁶

東南海・南海地震は、我が国で発生する最大級の地震であり、その大きな特徴として、
被害が極めて広域にわたること
中でも、津波被害が甚大なこと
同時又は近接して二つの巨大地震が発生する可能性が高いこと
以上の被害想定が公表されています。

13：「全国を概観した地震動予測地図」2007年版 付録2 今までに公表した活断層及び海溝型地震の長期評価一覧表 2 海溝型地震の長期評価の概要（算定基準日 平成19年（2007年）1月1日） 南海トラフの地震 p44から転載

14：「全国を概観した地震動予測地図」報告書（平成17年3月23日地震調査研究推進本部 地震調査委員会 3.4.3 西日本地域の特徴 「高松市（香川県）の特徴」p40から転載、なお、本計画書では宇多津町と表示しています。

15：（震度6弱の地震）立っていることが困難になり、固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。耐震性の低い木造住宅では倒壊するものがあり、耐震性の高い木造住宅でも壁や柱が破損するものがある。

（出展：気象庁震度階級関連解説表から転載）

16：香川県ホームページ「香川県地域防災計画」（震災対策編）（平成18年（2006年）3月）第5章 地震防災対策推進計画（第1節）第3 東南海・南海地震の特徴及び対応方針 から転載（p145参照）

3) 想定される地震の規模、想定される被害の状況

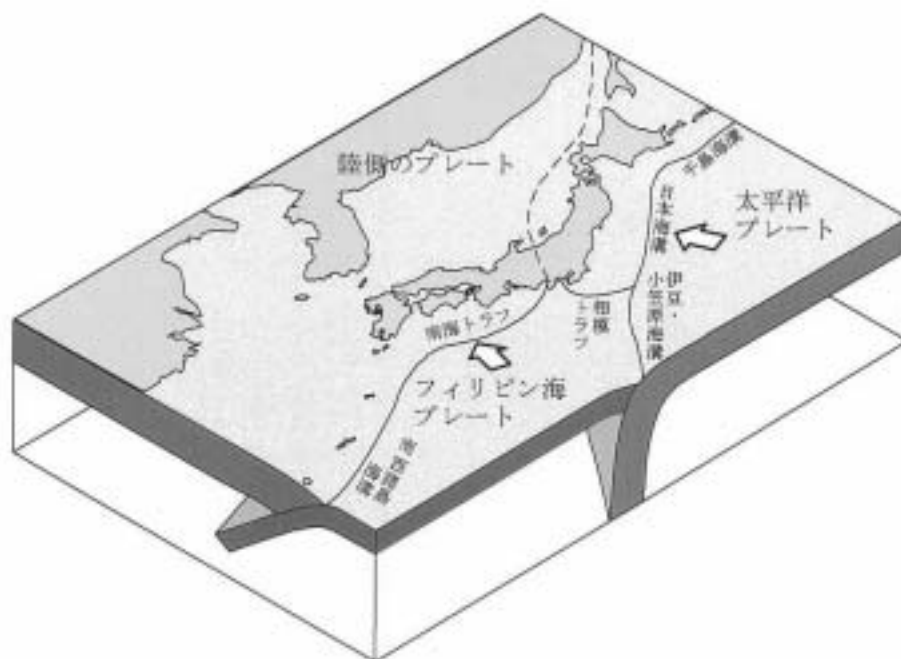
地震規模の概要

「香川県南海地震被害想定調査の概要」¹⁷（平成17年3月）によれば、「香川県において過去（有史）に大きな被害をもたらしたものは南海地震です。南海地震は、南海トラフと呼ばれる海溝を震源域としている。南海トラフは、フィリピン海プレートが西南日本にもぐり込んでいるプレート境界であり、これを震源とする地震は、歴史的に見て100～150年ごとに繰り返し発生している。最近では、1946年にマグニチュード8.0の南海地震が発生している。南海地震で地震の規模が最大クラスのものとしては、宝永南海地震（1707年）と安政南海地震（1854年）のマグニチュード8.4があげられる。本調査では、安政南海地震と同規模地震を想定地震とした」となっています。

宇多津町耐震改修促進計画では、香川県が想定している安政南海地震と同規模地震を想定地震としています。

17：香川県南海地震被害想定調査の概要（平成17年3月） p1 1調査の概要 1-2前提条件 より引用

図2-1-1 日本列島とその周辺のプレート



出典：「全国を概観した地震動予測地図報告書」（平成17年3月23日 地震調査研究推進本部 地震調査委員会）
p8 図2.3-1 日本列島とその周辺のプレート から転載したものです
図中の矢印は陸側のプレートに対する海のプレートの相対運動を示す

地震動予測結果

『南海地震』の発生確率は、平成17年3月に公表された「全国を概観した地震動予測地図」報告書が平成18年9月に2006年版として改訂されています。今回、「全国を概観した地震動予測地図」のうち「確率論的地震動予測地図」について、平成19年1月1日時点での更新結果や長期評価の改訂結果等を反映し、見直しを行った結果が2007年版として、地震調査研究推進本部地震調査委員会から次のように公表されています。

表2-1-1 海溝型地震の長期評価の概要¹⁸

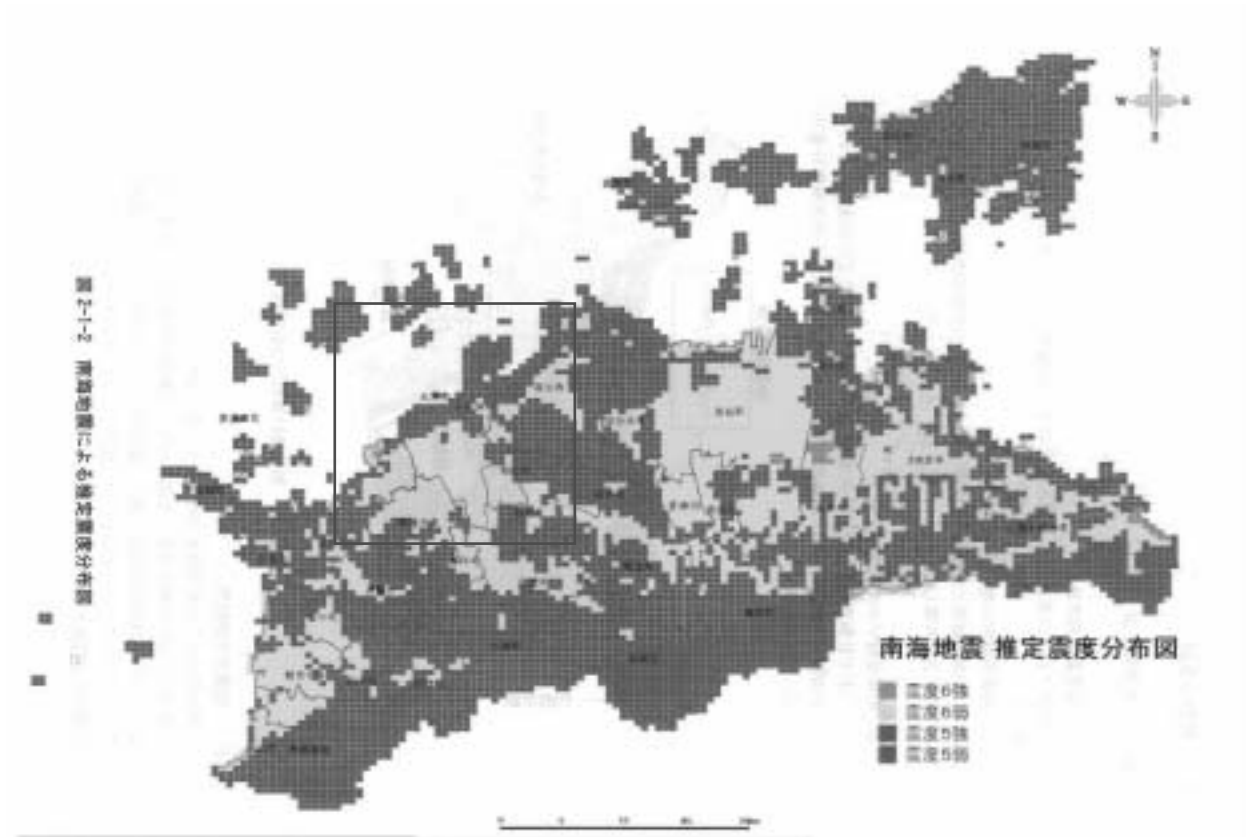
(算定基準日：平成19年(2007年)1月1日)

領域又は地震名		長期評価で予想した地震規模(マグニチュード)		地震発生確率		
				10年以内	30年以内	50年以内
南海トラフの地震	南海地震	8.4前後	同時 8.5前後	10%程度	50%程度	80%~90%
	東南海地震	8.1前後		10%~20% 程度	60%~70% 程度	90%程度

18：「全国を概観した地震動予測地図」2007年版 付録2 今までに公表した活断層及び海溝型地震の長期評価一覧表 2 海溝型地震の長期評価の概要 (算定基準日 平成19年(2007年)1月1日)南海トラフの地震 p44 から転載

香川県における地震の規模

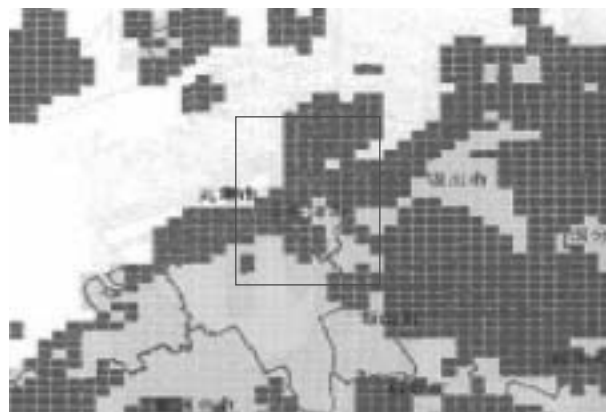
南海地震が発生した場合は、震度5弱～6強と予測されています。図2-1-2は南海地震による地震の揺れの強さを示したものです。



凡例：赤枠区域は本町とその周辺を示しています

出典：この地図は香川県ホームページの「香川県南海地震被害想定調査の概要」（平成17年3月）
2 現象の予測 2-1 地震動予測 (2) 地震動予測結果 p6 図2-1-2 南海地震推定震度分布図 から転載したものです

図2-1-3 本町とその周辺拡大図



被害想定

- 1 香川県全域の被害想定

香川県全域の人的被害及び建物被害は、次のとおり想定されています。

1 - 1 南海地震

南海地震による香川県全域の被害は、香川県が実施した「香川県南海地震被害想定調査の概要」（平成17年3月）によると、人的被害は188人が死亡、建物被害は県内の建物総棟数731,485棟の内約0.6%にあたる4,567棟が全壊すると想定されています。

出典：「香川県南海地震被害想定調査の概要」（平成17年3月） p13 表3-1-1 市町別建物被害想定結果 p22 表3-5-1 地震による人的被害予測結果表 から転載

- 1 - 2 津波

津波による香川県全域の被害は、香川県が実施した「香川県津波被害想定調査」によると、人的被害は死者数ゼロ、建物被害は床上浸水が26,498人、床下浸水が20,410棟と想定されています。

出典：「香川県南海地震被害想定調査の概要」（平成17年3月） p20 3.4 津波による建物被害予測 表3-4-1 津波による被害予測結果から転載 p21 人的被害予測 (2) 人的被害予測結果 P25 3-7 被害想定結果のまとめ から転載

- 2 宇多津町の被害想定

宇多津町の人的被害及び建物被害は、次ぎのとおり想定されています。

- 2 - 1 南海地震

イ 人的被害

南海地震による人的被害は、表2-1-2のとおり死者数は4人、負傷者数は19人と予測されています。なお、対象人口15,978人、対象世帯数6,366世帯となっています。

表2-1-2 地震による人的被害予測結果（南海地震）（単位：人）

町名	人口	世帯数	死者数	負傷者数	罹災者数	避難者数
宇多津町	15,978	6,366	4	19	216	65

出典：「香川県南海地震被害想定調査の概要」（平成17年3月）

p22 3-5 人的被害予測 表3-5-1 地震による人的被害予測結果表から転載

□ 建築物被害

南海地震による建物被害は、表2-1-3のとおり、全壊棟数は15棟となっています。なお、総棟数7,673棟で建物被害率は約0.2%となっています。

表2-1-3 建物被害想定結果 (単位：棟)

町名	全建物								
	(木造+非木造)			木造建物			非木造建物		
	総棟数	全壊棟数	半壊棟数	存在棟数	全壊棟数	半壊棟数	存在棟数	全壊棟数	半壊棟数
宇多津町	7,673	15	96	4,600	10	87	3,073	5	9

出典：「香川県南海地震被害想定調査の概要」(平成17年3月) p12~13 3-1 建物被害予測 表3-1-1 市町別 建物被害想定結果表 から転載

- 2 - 2 津波

イ 人的被害

津波による死者数は、香川県が実施した「香川県津波被害想定調査」によると、「香川県全域において津波到達時間が地震発生後60分以降であるため、避難が完了していると判断され、死者はでない」と想定されています。

出典：「香川県南海地震被害想定調査の概要」(平成17年3月) p21 人的被害予測

(2) 人的被害予測結果 p25 3-7 被害想定結果のまとめ より引用

□ 建物被害

東南海・南海地震が同時発生した場合の建物被害は、表2-1-4のとおり、建物の浸水棟数は床下浸水(浸水深0.5m未満)330棟、床上浸水(浸水深0.5m以上)23棟、津波浸水域人口は表2-1-5と想定されています。

表2-1-4 津波による被害想定結果

市町別	浸水面積(千㎡)					津波による影響建物数(棟)				
	計	浸水深				床下浸水	床上浸水			
		0.5m未満	0.5~1m	1~2m	2m以上	浸水深	浸水深			床上浸水合計
		0.5m未満	0.5~1m	1~2m	2m以上	0.5m未満	0.5~1m	1~2m	2m以上	
宇多津町	288	270	18	0	0	330	23	0	0	23

出典：「香川県南海地震被害想定調査の概要」(平成17年3月) p20 表3-4-1 津波による被害予測結果 から転載

表2-1-5 津波浸水域の人口

市町別	浸水域人口(人)				
	計	浸水深			
		0.5m未満	0.5~1m	1~2m	2m以上
宇多津町	668	626	42	0	0

出典：「香川県南海地震被害想定調査の概要」(平成17年3月) p23

表3-5-2 津波浸水域の人口 から転載

図2-1-3 東南海・南海地震による最大浸水深分布図の一例



凡例：赤枠区域は、本町とその周辺を示したものです

出典：「香川県南海地震被害想定調査の概要」 香川県津波浸水予測図 坂出西部・宇多津町 から転載

この地図は、香川県が測量法第29条に基づき、国土地理院長の承認(平成16総復第186号)を得て、作成したものの一部を転載したものです。

【2】 耐震化の現状と耐震改修等の目標の設定

住宅、特定建築物に分けて設定します。

(1) 住宅

1) 耐震化の現状

平成15年住宅・土地統計調査報告(総務省統計局)によりますと、本町の住宅の耐震化の状況は表2-2-1のとおり、居住世帯のある住宅5,120戸のうち、耐震性がある住宅は約3,330戸で耐震率は65.0%となっています。

2) 耐震改修等の目標の設定

南海地震による人的被害を半減させるためには、減災効果の大きな住宅の耐震化に継続的に取り組んでいく必要があり、「香川県耐震改修促進計画」(平成19年3月)を踏まえ、倒壊等の恐れのある住宅全ての耐震性の向上を図っていくため、耐震改修目標率を表2-2-1のとおり平成27年度末までに90%とすることを目標とします。

区分	昭和56年 6月 以降の 住宅	昭和56年 5月 以前の住宅	(単位:戸)		現状の 耐震化率 (%)	耐震改修の 目標率 (%) (平成27年度末)
			住宅総数	耐震性有 住宅数		
		うち耐震性なし	(+)	(+)	/	
		うち耐震性有				
木造	1,170	1,500	2,670	1,180	44.2%	90%
		1,490				
		10				
非木造	2,150	210	2,360	2,150	91.1%	
		210				
		0				
合計	3,320	1,710	5,120	3,330	65.0%	
		1,700				
		10				

出典：平成15年住宅・土地統計調査報告、第5巻、都道府県編、香川県(総務省統計局)

第3表 住宅の種類(2区分)・構造(5区分)、建築の時期(6区分)別住宅数 町村

第12表 建物の構造(2区分)、建て方(2区分)、住宅の耐震工事状況(6区分)別持ち家数

町村の宇多津町から抜粋(表中の個々の数値は、統計調査の原数値転記のため、合計とは一致しないものがあります。)

19:住宅総数には、建築の時期「不詳」を含む。

(2) 特定建築物

1) 耐震化の現状

改正法第6条に基づく特定建築物²⁰についての耐震化の現状は、表2-2-2のとおりです。

本町内の特定建築物の棟数は、105棟でそのうち耐震性があると確認されている建築物が77棟あり、耐震化率は73.3%となっています。

20：表2-2-2に示す建物用途で階数3以上かつ延床面積1,000㎡以上の建物

ただし、体育館（一般の用に供されるもの）は、階数1以上かつ延床面積1,000㎡以上建物、老人ホーム・老人福祉施設等は階数2以上かつ延床面積1,000㎡以上の建物、幼稚園・保育所は階数2以上かつ延床面積500㎡以上の建物、また、危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物については、階数・面積の規定はありません。

出典：平成18年1月26日施行 改正 建築物の耐震改修の促進に関する法律・同施行令等の解説（平成18年2月）発行（株）ぎょうせい 第2章逐条解説（第6条）p45 特定建築物一覧 から転載

建物用途	棟数 (a=b+c)	建築年		耐震 改修(d)	耐震化済 (e=c+d)	耐震化率 (%)
		平成20年1月現在				
		1981年 以前(b)	1982年 以降(c)			
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校	7	5	2	1	3	42.9%
上記以外の学校	3	0	3	0	3	100.0%
体育館（一般公共の用に供されるもの）	1	1	0	0	0	0.0%
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	1	0	1	0	1	100.0%
病院・診療所	3	0	3	0	3	100.0%
劇場、観覧場、映画館、演芸場	0	0	0	0	0	-
集会場、公会堂	0	0	0	0	0	-
展示場	0	0	0	0	0	-
卸売市場	0	0	0	0	0	-
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	4	0	4	0	4	100.0%
ホテル、旅館	6	0	6	0	6	100.0%
賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舍、下宿	58	13	45	0	45	77.6%
事務所	3	0	3	0	3	100.0%
老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	3	1	2	0	2	66.7%
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	2	1	1	0	1	50.0%
幼稚園、保育所	5	3	2	0	2	40.0%
博物館、美術館、図書館	0	0	0	0	0	-
遊技場	0	0	0	0	0	-
公衆浴場	0	0	0	0	0	-
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール、その他これらに類するもの	0	0	0	0	0	-
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	0	0	0	0	0	-
工場（危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物を除く）	4	1	3	0	3	75.0%
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	0	0	0	0	0	-
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	1	0	1	0	1	100.0%
郵便局、保健所、税務署、その他これらに類する公益上必要な建築物	1	1	0	0	0	0.0%
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	0	0	0	0	0	-
多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物	3	3	0	0	0	0.0%
合計	105	29	76	1	77	73.3%

2) 耐震改修等の目標の設定

前記表2-2-2の特定建築物のうち、災害時に重要な機能を果たす「4用途」の建物（庁舎、学校、保健センター、病院）については、表2-2-3のとおり具体的な目標を設定します。

区分	建物用途	全棟数	平成20年1月現在		耐震改修の目標率 (平成27年度末)
			耐震改修済棟数	現状の耐震化率	
町有建築物	庁舎	1	0	0.0%	90%
	学校	7	3	42.9%	
	保健センター等	2	1	50.0%	
	小計	10	4	40.0%	
民間建築物	学校	3	3	100.0%	100%
	病院	3	3	100.0%	
	小計	6	6	100.0%	
計		16	10	62.5%	93.8%

【3】 公共建築物の耐震化の目標

(1) 耐震化の現状

1) 防災拠点となる町有建築物

防災拠点となる町有建築物²¹は、表2-2-4のとおり、14施設26棟で、そのうち、耐震性有りと確認されている建築物は12棟あり、平成20年1月現在で耐震化率は46.2%となっています。

表2-2-4 防災拠点となる町有施設の耐震化の現状

平成20年1月 現在

区分	施設数	棟数 (a=b+c)	建築年		耐震改修 (d)	耐震化済 (e=c+d)	耐震化率(%)
			1981年以前(b)	1982年以降(c)			
庁舎	1	2	2	0	0	0	0.0%
消防屯所	1	1	0	1	0	1	100.0%
保育所	2	3	3	0	0	0	0.0%
幼稚園	1	1	1	0	0	0	0.0%
小学校	2	11	7	4	1	5	45.5%
中学校	1	2	1	1	0	1	50.0%
コミュニティ分館	1	1	0	1	0	1	100.0%
体育館	1	1	1	0	0	0	0.0%
保健センター	1	1	0	1	0	1	100.0%
その他(キッズプラザ うたづ他2施設)	3	3	0	3	0	3	100.0%
合計	14	26	15	11	1	12	46.2%

21：構造及び規模

非木造の建築物で2以上の階数を有し、又は延床面積200㎡を超えるもの。

(建築基準法第20条第2号に定める構造計算による安全性の確認義務が課せられる建築物)

(2) 耐震化の目標

1) 防災拠点となる町有施設

防災上重要な拠点となる町有施設については、平成27年度末までに耐震化90%を目指します。

なお、施設のあり方検討の結果等、今後の状況の変化に的確に対応するため、対象施設、完成予定時期等について適宜必要な見直しを行います。

区 分		棟数	
防災拠点等となる町有建築物		26棟	
うち、耐震化の検討を要する建築物 (昭和56年(1981年))以前建築施設		15棟	
内 訳	改修不要の施設	改修済み(改修不要)	0棟
		改修済み	1棟
	現有建築物の耐震化を図る建築物(耐震化計画対象建築物)		14棟
	改築予定又は廃止(統合)等あり方検討中		0棟

第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

概 要

【1】 耐震診断・改修に係る基本的な取組み方針

耐震診断・耐震改修を促進するため、本町と香川県の役割を明確にし、香川県及び関係団体と連携して円滑な対策の実施促進に努めます。

【2】 耐震診断・耐震改修の促進を図るための支援策の概要

香川県や関係団体と連携を図りながら、国の補助制度及び町の助成事業を活用して地震時の災害予防に努めます。

【3】 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

相談窓口を設置するとともに、ホームページ、広報誌及びパンフレット等を活用して情報の提供に努めます。

【4】 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要

香川県や関係団体と連携を図りながら、ガラス等の落下防止対策、ブロック塀等の耐震対策、家具等の転倒防止対策、エレベーターの閉じこめ防止対策等についての普及・啓発に努めます。

【5】 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

改正法第5条第3項第1号に基づく「地震発生時に通行を確保すべき道路」は、「平成27年度までに沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路」として、香川県建築物推進プラン（香川県耐震改修促進計画）に指定されている本町内の緊急輸送路を指定し、その沿道の特定建築物（改正法第6条第1項第3号に規定する建築物）の耐震化を促進します。

【6】 地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減

急傾斜地崩壊の地盤災害予防対策は、香川県や関係団体と連携を図りながら、本町の役割として、香川県が指定したそれぞれの区域を巡回・パトロールし、実態の把握に努めます。また、災害を未然に防止するため、警戒避難体制を確立し、自主防災組織を育成して被害の軽減に努めます。

【7】 優先的に耐震化すべき建築物の設定

優先的に耐震化に着手すべき町有施設は、地震が発生した場合において災害応急対策の拠点となる庁舎、コミュニティ分館、消防屯所、避難所となる学校及び体育館等で特に重要な既存建築物とします。

【8】 重点的に耐震化すべき地域の設定

重点的に耐震化すべき地域は、耐震性の低い建物が密集している地域、緊急輸送路の沿道地域及び広域避難場所周辺地域とします。

【 1 】 耐震診断・耐震改修に係る基本的な取組み方針

建築物の耐震化を促進するためには、まず、建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取組むことが不可欠です。こうした所有者等の取組みをできる限り支援する観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくことを基本的な取組方針とします。

(1) 本町の役割分担

耐震改修促進計画の策定は、改正法第 5 条第 7 項において、国の基本方針や香川県が定める香川県建築物耐震化推進プラン（香川県耐震改修促進計画）を勘案して、定めるよう努めることになっています。

本町の耐震改修促進計画の策定については、香川県建築物耐震化推進プラン（香川県耐震改修促進計画）及び本町の地域の状況を踏まえ、減災に必要な事項について定めます。

(2) 本町が行う施策

香川県や関係団体と連携を図りながら、次の様な施策に取り組みます。

- 1) 耐震改修促進計画の策定と見直し
耐震改修率の目標設定
5 年毎に耐震化の進捗率の把握と目標値の見直し
- 2) 香川県住宅・建築物耐震対策推進協議会等との連携
香川県、県内各市町及び各関係団体との連携
町内各団体への情報提供
- 3) 本計画に定められた耐震化目標率を踏まえた耐震改修等の実施
町有建物の耐震診断・改修の計画的な実施
民間建物の耐震診断・改修実施の支援
- 4) 相談体制の整備、情報提供の充実を図り、町民意識の向上を図ります
相談窓口の設置
パンフレットの作成・配布、その他広報活動
(社) 香川県建築士事務所協会の窓口の紹介
講習会の実施
ハザードマップの作成・配布
- 5) 職員等への防災教育
香川県等が行う耐震診断・耐震改修に関する講習会等への参加
- 6) 地震時の総合的な安全対策
ガラスや外装タイルの落下防止対策の普及・啓発
既存コンクリートブロック塀等の耐震対策の普及・啓発
家具等転倒防止対策の普及・啓発
エレベーターの閉じこめ防止対策の普及・啓発
天井材の落下防止対策の普及・啓発

(3) 重点的に耐震化すべき地域・建築物の考え方

1) 地域

阪神・淡路大震災では、老朽化した木造住宅の密集する地域が大きな被害を受けています。このようなことから、耐震性の低い建築物が密集する地域において、重点的に耐震化を行い、「災害に強い街づくり」を推進していきます。

2) 建築物

町有建築物

本町や香川県が所有する公共施設の多くは、町民の多くの方々の利用が見込まれるほか、地震災害の発生時には災害応急対策の実施拠点や避難場所になるなど、防災拠点として重要な役割を果たすことが求められています。

このため、本町の「防災上重要な建築物」の耐震化については、災害対策として迅速かつ正確な情報伝達と適切な行動への指示などの防災活動が円滑に遂行できるよう、防災上重要な建築物として位置づけ、重点的に耐震化を推進していきます。

民間建築物

公共建築物と同様に民間の防災上重要な建築物と考えられる学校、病院、ホテル及び集会所等多数の人が集合する建築物の耐震化については、耐震性の調査、耐震補強方法などについて、建築物の所有者または管理者等への普及・啓発に努めます。

また、住宅の耐震化については、重要な課題として、耐震診断及び耐震改修等の重要性について広く町民の認識を深めていくとともに、耐震化の促進を図っていきます。

(4) 優先的に耐震化を図る公共建築物の選定方針

改正法に定められた特定建築物については、町民の多くの方々が利用すること等、大きな影響を与えることから、官民を問わず建物の早急な耐震化を目指します。中でも、学校、病院、庁舎及び公営住宅については、被害の縮小や避難場所の確保、災害復旧の拠点機能確保の観点から具体的な耐震化の数値目標を定め、より迅速な建物の耐震化を目指します。

(5) 地震発生時に通行を確保すべき道路の選定方針

地震発生時に、広域的な避難や支援物資の輸送のための道路を確保することに最優先で取り組むこととし、改正法第5条第3項第1号に基づく「地震発生時に通行を確保すべき道路」として、香川県建築物耐震化推進プラン（香川県耐震改修促進計画）で指定されている本町内の緊急輸送路²²として位置づけます。また、耐震性の低い建物が密集している地域の町道を、特に重要な緊急輸送路または避難路として定めていきます。

これにより、一定規模要件に該当する沿線の建物の耐震化を促進し、災害時にこれらの建物の倒壊を防ぐことで、交通の寸断や情報通信の途絶を防ぎ、迅速な災害復旧の実現を目指します。

22：特に重要な緊急輸送道路（災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者

の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路)については、住宅・建築物耐震改修等事業において緊急輸送道路の沿道の建築物として補助率のかさ上げを適用するためには、県の耐震改修促進計画において「平成27年度までに沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路」として位置づけられていることが要件とされています。

出典：平成18年1月26日施行 改正 建築物の耐震改修の促進に関する法律・同施行令等の解説 p36 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項から一部引用

【2】 耐震診断・耐震改修の促進を図るための支援策の概要

(1) 本町の支援策

香川県や関係団体と連携を図りながら、国の補助制度を活用して、公共建築物の耐震化を促進します。また、民間建築物においても、本町の補助制度を策定し、耐震化の促進を図り、地震時の災害予防に努めます。

【3】 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

(1) 相談窓口の設置

「耐震化に関する相談窓口」を設置して町民の相談に応じ、耐震診断及び耐震改修の促進を図っていきます。また、必要に応じて香川県の相談窓口や耐震診断を行える機関として(社)香川県建築士事務所協会の「相談窓口」を紹介します。

(2) 町民への情報提供

1) ホームページやパンフレット等による周知活動

ホームページや広報誌を活用し、東南海・南海地震発生の際、耐震診断や耐震改修の進め方、支援制度の紹介等を広く周知しますとともに、これらに関するパンフレット等を耐震相談窓口に常備して町民への情報提供を行っていきます。

2) 事業者の紹介

香川県においては、「木造住宅耐震対策講習会受講技術者名簿」を作成し縦覧を行っています。

【4】 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要

(1) 事前対策

平成17年(2005年)3月発生の福岡県西方沖地震や同年8月発生の宮城県沖地震の被害状況から、窓ガラスの飛散対策、ブロック塀の安全対策、家具等転倒防止対策、エレベーターの閉じこめ防止対策及び平成13年(2001年)3月発生の芸予地震、平成15年(2003年)9月発生の十勝沖地震の被害状況から、大規模空間を持つ建築物の天井の落下防止対策等の必要性が改めて指摘されています。

このため、香川県と連携し被害の発生する恐れのある建物等を把握していくとともに、建築物所有者に必要な対策を講じるよう普及・啓発に努めていきます。

1) ガラスや外装タイルの落下防止対策

道路に面する建築物の所有者は、外装タイル・窓ガラス等の落下防止に努めるものとします。また、通学路に面する3階以上の建築物の所有者は、点検を実施し安全性の確保を図るものとします。

2) 既存コンクリートブロック塀等の耐震対策

ブロック塀の所有者の自主的な安全点検及び耐震性の確保については、建築基準法に適合したものとすよう、広報誌やホームページを活用し、普及・啓発に努めていきます。

特に、通学路沿いのブロック塀の所有者に対しては、定期的な点検と補強を呼びかけていきます。

3) 家具等転倒防止対策

住宅・事務所等の建物内の家具、電気製品等の地震時における転倒、移動による被害を防止するための耐震安全性の確保については、その適正な対策、転倒防止方法等について広報誌、パンフレット等により町民への普及・啓発を図っていきます。

4) エレベーターの閉じこめ防止対策

平成17年(2005年)7月発生の千葉県北西部地震(マグニチュード6.0)において、エレベーターの閉じ込め事故があり、東京・千葉・埼玉・神奈川で地震時管制運転装置を備えたエレベーター総数の約44%に相当する約64,000台のエレベーターが運転休止となりました。これらのエレベーターの点検や復旧作業に約24時間を要し、乗客の閉じ込めは78台、救出要請46件、故障・損傷は44台(内19台は脱線)に及んだトラブルが発生しています。

この教訓を受け、国において「社会資本整備審議会建築部会建築物等事故・災害対策部会」で地震対策が検討されております。国等の今後の動向を踏まえ、香川県と連携しながら、地震対策を講ずるよう普及・啓発に努めていきます。

5) 天井材の落下防止対策

平成13年(2001年)3月発生の芸予地震(最大震度6弱)で体育館等の大空間建築物において天井が落下する被害や平成15年(2003年)8月発生の十勝沖地震において、釧路市(震度5強)の空港ターミナル等比較的広い天井面を覆う天井の落下が出たことを受け、大規模空間を持つ建築物の天井について、落下防止対策の技術的助言²³が示されています。これを踏まえ、香川県と連携して所有者・管理者に対し、上述の技術的助言の普及に努めていきます。

23：出典「実務者のための既存鉄骨造体育館等の耐震改修の手引きと事例」平成16年8月(発行：

団法人日本建築防災協会行・社団法人 建築研究振興協会)p269~p277

参考資料3 国住指第2402号平成15年(2003年)10月15日付けで「大規模空間を持つ建築物の天井の崩落事故についての技術的助言として、建築基準法施行令第39条第1項の規定の適用に当たって参考となる対応が示されています。

(2) 地震発生時の対応

地震により建築物が被害を受け、被災建築物等の応急危険度判定が必要な場合は、本町は応急危険度判定実施本部等を設置し、応急危険度判定を実施するとともに、不足する応急危険度判定士の派遣要請や判定士の受け入れ等必要な措置を講じます。

また、被災建築物の被災区分度判定の結果、補修することにより継続使用が可能な建築物等については、「震災建築物の被災区分度判定基準及び復旧技術指針」((財)日本建築防災協会)に基づき、家屋の応急復旧を行うよう指導していきます。

【5】 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

(1) 地震発生時に通行を確保すべき道路

本町内における改正法第5条第3項第1号に基づく地震発生時に通行を確保すべき道路として、香川県建築物耐震化推進プラン(香川県耐震改修促進計画)において定められている本町内の緊急輸送路²⁴を位置づけ、これらの沿道の特定建築物(耐震改修促進法第6条第1項第3号に規定する建築物)の耐震化を促進します。

本計画では、表3-5-1の緊急輸送路を地震発生時に通行を確保すべき道路と位置づけます。

また、耐震性の低い建物が密集している地域の町道を特に重要な緊急輸送路または避難路として定めていきます。

24 香川県建築物耐震化推進プラン(香川県耐震改修促進計画)p12 6 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

区分		路線名	記号	区間
香川県 指定緊急 輸送路	第1次輸送確保路線	瀬戸中央自動車道		坂出北IC～坂出IC間の本町内区間
		国道11号線		本町内区間
		さぬき浜街道		本町内区間
	第2次輸送確保路線	県道高松善通寺線(33号線)		本町内区間
凡例： 本州四国連絡高速道路管理道路 国土交通省管理道路 香川県管理道路				
出展：香川県指定緊急輸送路は、香川県地域防災計画(震災対策編) P46～47から転載				

図3 - 5 - 1 地震発生時に通行を確保すべき道路



凡例：赤枠区域は、本町とその周辺を示しています。

出典：図3 - 5 - 1の地図は、香川県ホームページの「香川県地域防災計画（震災対策編）」
香川県防災会議 第2章災害予防計画 第12節緊急輸送体制整備計画
1 緊急輸送路の指定等 (1) 道路 第1次輸送確保路線 第1次
輸送確保路線 緊急輸送路図 p 48 から転載したものです。

【6】 地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減

急傾斜地崩壊の地盤災害予防対策については、香川県や関係団体と連携を図りながら、本町の役割として、香川県が指定したそれぞれの区域を巡回・パトロールし、実態の把握に努めます。

また、災害を未然に防止するため、警戒避難体制を確立し、自主防災組織を育成して被害の軽減に努めます。

【7】 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定

(1) 町有施設

本町では、これまでも必要に応じて町有施設の耐震化の向上に努めてきましたが、今後における優先的に着手すべき建築物は、次のとおり優先度を定めます。

表3 - 7 - 1 耐震化優先順位の考え方

優先度	対象建築物	用途区分
優先度A	地震発生時の避難、救護、応急対策活動の拠点となる防災上重要な建築物	・防災拠点(庁舎、コミュニティ分館、消防屯所、保健センター、保育所、幼稚園、小学校、中学校、体育館)
優先度B	市民の多くの方々が使用し、多くの被害が予測される建築物及びライフラインの応急対策活動拠点となる建築物	・防災拠点のうち、その他の施設
優先度C	優先度A及び優先度B以外の建築物	・その他の施設

【8】 重点的に耐震化すべき区域の設定

重点的に耐震化すべき区域は、次のとおりとします。

- ・耐震性の低い建物が密集している地域
- ・緊急輸送路の沿道地域
- ・広域避難場所周辺地域

第4章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

概 要

【1】 地震ハザードマップの作成・公表

住民の意識の向上と、被害を最小限に抑えるために、「防災マップ」や「防災のしおり」を作成し、地震の被害予想や危険地域、非難場所をホームページで公表し町民への防災情報の周知に努めていきます。

【2】 相談体制の整備及び情報提供の充実

相談窓口を設置して、耐震診断の申し込みや国及び本町の各種助成事業の申請のほか、町民からの相談に対応していきます。

【3】 パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催

広報誌やホームページを活用して耐震診断・耐震改修の啓発を行っていますが、町民の更なる意識の向上を目指し、今後とも、啓発パンフレットの配布等の周知活動を行っていきます。

【4】 リフォームにあわせた耐震改修の誘導策

耐震改修工事は、内外装の改修、設備の改修、バリアフリー化等の工事にあわせて行うほうが効率的です。このため、相談窓口等においてセミナーや講習会への参加啓発を行い、リフォームとあわせて耐震改修を行うよう誘導します。

【5】 家具の転倒防止

家具の転倒防止対策は、建物の耐震化等に比べ低コストで簡単に行うことができ有効な対策ですので、固定金物や安全な家具の情報等を相談窓口やホームページで啓発していきます。

【6】 自主防災組織、自治会等との連携

地震防災対策の基本は、「自らの命は自らで守る自らの地域は皆で守る」であり、地域が連携して地震対策を講じることが重要です。自治会単位ごとに自主防災組織があり、各自治会と連携した活動を継続的に行っていきます。

また、自治会や自主防災組織等に対して、耐震診断又は耐震改修の啓発のため、説明会の開催等を行っていきます。

【 1 】 地震ハザードマップの作成・公表

町民の意識の向上と、被害を最小限に抑えるために、防災マップ等を作成し、津波による建物の浸水、土石流危険区域、急傾斜地崩壊危険箇所及び避難場所を把握しておく必要があります。また、これらを公表・配布することで災害時の避難や救助活動が的確に行えます。

本町では、「防災マップ」や「防災のしおり」を作成し、ホームページで公表し町民への防災情報の周知に努めています。

この他に、民間業者が作成した防災手帳が配布されているものの活用を促していきます。

また、香川県のホームページで「香川県南海地震被害想定調査の概要」（平成17年3月）の結果が公表されています。

図4 - 1 - 2 宇多津町防災マップ



出展：この地図は本町ホームページから転載したものです。

図4 - 1 - 3 防災のしおり

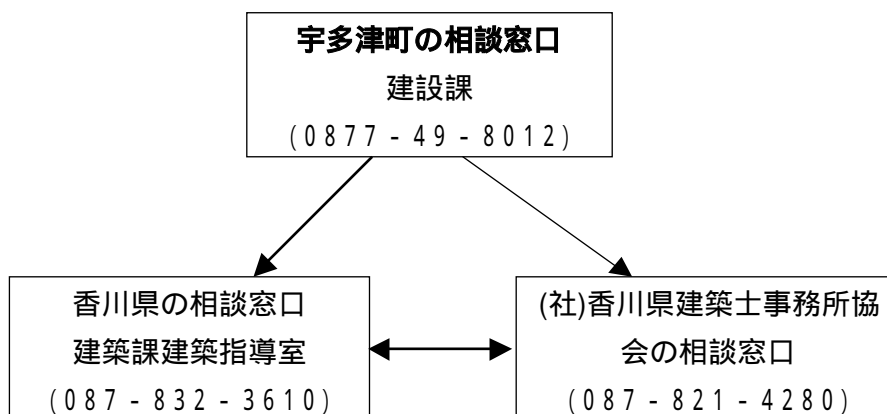


出展：この防災のしおりは本町ホームページから転載したものです。

【2】 相談体制の整備及び情報提供の充実

本町では、相談窓口を設置して、木造住宅の耐震診断の申込み等の相談に応じていきます。

図4 - 2 - 1 主な相談窓口



【3】パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催

広報誌やホームページを活用して耐震診断・耐震改修の啓発を行っていますが、町民の更なる意識の向上を目指し、今後とも、広報誌等により周知活動を行っていきます。

【4】リフォームにあわせた耐震改修の誘導

耐震改修工事は、内外装の改修、設備の改修、バリアフリー化等の工事にあわせて行うほうが効率的です。このため、相談窓口等においてセミナーや講習会への参加啓発を行い、リフォームとあわせて耐震改修を行うよう誘導します。

【5】家具の転倒防止

家具の転倒防止対策は、建物の耐震化等に比べ低コストで簡単に行うことが可能で有効な対策ですので、固定金物や安全な家具の情報等を相談窓口やホームページ等で普及・啓発を行っていきます。

【6】自主防災組織、自治会等との連携

地震防災対策の基本は、「自らの命は自らで守る「自助」、自らの地域はみんなで助け合って守る「共助」及び行政が支える「公助」の理念に基づき、それぞれの連携及び協働により防災対策を実践することが重要です。町内には、自治会単位ごとに自主防災組織があり、各自治会と連携した活動を継続的に行っていきます。

また、自治会や自主防災組織等に対して、耐震診断又は耐震改修の促進啓発のため、説明会の開催等を行っていきます。

第5章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

【1】関係団体による協議会の設置、協議会による事業の概要及び連携

本町では、香川県が設置している「香川県住宅・建築物耐震対策推進協議会」を通じて、香川県、各市町及び(社)香川県建築士会、(社)香川県建築士事務所協会(社)香川県建設業協会の各関係団体と連携して、積極的な耐震化を推進していきます。

【2】その他

耐震改修促進計画は、5年ごとに必要に応じて変更します。またこの計画を実施するにあたり、必要なことは別途定めます。